特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年10月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務
②	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計 処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。
②事務の概要	令和4年9月30日(令和4年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。【令和5年2月28日終了】
③システムの名称	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第1
法令上の根拠	00項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定
	める事務を定める命令第73条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
	<選択肢>
①実施の有無	1)実施する [実施する] 2)実施しない
	3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条及び同法別表第二の121の項
5. 評価実施機関における	
①部署	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務局 大分市 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務局長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイル	ンの取扱いに関する問合せ
連絡先	大分市 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務局 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)
9. 規則第9条第2項の遊	通用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			4年8月14日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年3月14日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきし	- m	-8377	7.77	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重点項目評価書习	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載さ			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス・	テムを通じた入事	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である] パスワードによる保護を行い、誰でも	<選択肢>				
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠		照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を 行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 また、既 用していない。保管のみである。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 支給事務【令和5年2月28日終了】	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 支給事務	事後	
令和7年10月31日	Ⅰ 基本情報 Ⅰ 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 令和4年9月30日(令和4年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 令和4年9月30日(令和4年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。【令和5年2月28日終了】	事後	